

市民税・府民税 給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書
 特別徴収

(あて先) 綾部市長 令和 年 月 日 提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地	〒										係 氏名 電話	特別徴収 指定番号	44	
		名称												年度	宛名番号	
		個人番号又は法人番号												年度	特別徴収 指定番号	44
												年度	宛名番号			

給与所得者	フリガナ		新姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額が 30万円以上
	氏名			円	月分から	月分から	年	1 退職 2 転勤 3 休職・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 [事由・理由]	① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	有・無 (地方税法第317条の6)
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日生		円	月分まで	月分まで	月 日			
	個人番号				円	円				
住	1月1日 現在									
所	異動後									

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

①特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい 勤務先 (特別 徴収義 務者)	所在地	〒	特別徴収指定番号	担当 者	氏名	新しい勤務先へは、 月割額 円を 月分 (翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。
	フリガナ	法人 番号			電話	

②一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目に○をしてください。 1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定月日	徴収予定額((ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限)で納入します。
	月 日	円	

③普通徴収(一括徴収しない)の場合(①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～5月31日の場合は、原則、一括徴収してください。 1 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。 2 1月1日～5月31日に支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため。 3 死亡による退職のため。	市 町 村 記 入 欄
1 異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までに提出してください。 2 退職者については、この異動届出書のほか給与支払報告書の提出が必要です。 3 太線枠に必要事項を記入し、提出してください。	

退職の日が1月1日から5月31日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。